新しい規制緩和推進体制の整備を望む

(1997年10月31日)

バブルの崩壊から引き続くわが国経済の停滞感は払拭されるどころか、その緩や かな回復テンポがここにきてさらに鈍化しつつある。しかし、従来型の財政・金融政策 の発動の余地は極めて小さく、効果のほども多くは期待できない。

わが国がこの難局を乗り越えるためには、経済構造改革を粘り強く断行していくほかに道はない。公的規制や税制、補助金、商慣行など制度疲労が明らかな経済社会システムの改革を大胆に進め、国際的に魅力のある事業環境を整備することによって、企業や地域の潜在する活力を引き出していく必要がある。

規制緩和の推進については、平成7年3月末に策定された「規制緩和推進計画」(以下「現行計画」という)、およびその監視機関である行政改革委員会が、それまで遅々として進まなかった規制緩和への取り組みを以前に比べて短期間のうちに大幅に前進させる契機となったことを率直に評価したい。しかしながら、「規制緩和推進計画」は来年3月末に計画期間が満了し、行政改革委員会も今年末にはその任期を終えることから、このままではようや〈勢いづいた規制緩和の流れが失速してしまう懸念がある。

当連合会は、以上のような状況を踏まえ、規制緩和の新しい推進体制が早急に整備されるよう、下記のとおり要望する。

記

1.新しい規制緩和推進計画の策定

今年5月には平成13年をめどとする「経済構造の変革と創造のための行動計画」が閣議決定されており、その中には抜本的な規制緩和策も定められている。しかしながら、同計画の規制緩和項目は新規産業の創出、高コスト構造の是正の観点に的が絞られ、経済的な側面が強いことから、社会的な規制も幅広〈対象としている「現行計画」を継承する、新しい規制緩和推進計画(以下「新計画」という)を策定すべきである。

新計画は以下の要望内容を反映した包括的実行計画とすべきである。

(1)分野

「現行計画」の策定によって、以前に比べれば網羅的に規制緩和が取り上げられたが、その進捗状況は分野により様々であり、アンバランスな状態となっている。規制緩和推進の途上において分野により進行の度合いにばらつきがあるのはやむを得ないが、「新計画」では、この3年間における進捗状況を勘案して、これまでほとんど手付かずの分野を俎上に載せ、例えば物流分野、医療・福祉分野、農業分野などについても積極的に検討・推進すべきである。

(2)対象期間

「新計画」の対象期間は、急激な時代変化への対応と規制緩和の着実な実行を考えれば、現行計画と同様に3年程度の期間が望ましい。ただし、中長期的な課題も積極的に推進する観点から、「新計画」の中には、当面の項目と中長期的な項目を合わせて盛り込んで策定すべきである。

(3)項目数

「現行計画」に盛り込まれている規制緩和措置は、今年3月時点で 2,823 項目に及んでいる。「新計画」ではできる限り項目数を絞って重点化すべきとの考え方もあるが、規制緩和への取り組みが以前より格段に前進したものの、まだまだ動き始めたばかりの現状では、幅広い項目を数多く網羅して、広い範囲の規制緩和項目を対象とすべきである。

2.新しい監視・企画立案機関の整備

(1)機能

行政改革委員会は法律により3年の時限で総理府に設置され、政府の規制緩和の 実施状況を監視し、必要な規制緩和措置を企画立案するとともに、規制緩和の鍵と なる官民の役割分担の見直し、行政情報公開法要綱案の策定も行ってきた。公開の 場で規制緩和を各省庁に強〈求めてい〈行政改革委員会の手法は大きな成果を挙げ ていることから、基本的にこれを引き継ぐ新しい機関を法律で設置することが望まし い。

新機関の機能としては規制緩和の監視とともに、その実効性を高めることとなる官 民の役割分担の検討も引き続き所管すべきであると考える。

(2)対象領域

現在、権限の対象領域が純粋な規制のみに限定されていることによって、行政改革 委員会が踏み込めない実質的な規制項目もある。新機関では、より強力に規制緩和 を進め、自由競争による健全な市場経済を実現させていくため、実質的に規制と同様 な効果をもたらしている補助金や税制についても意見を述べることができる対象範囲 に含め、総合的に規制緩和が推進されるようにすべきである。

(3)推進方法

「論点公開」、「公開ディスカッション」方式による現行の議論の進め方は、検討の過程がオープンになることで大いに評価される。新機関においても、この方式が継続されることを望むとともに、今後は、国民の関心を高めるためにも論点公開される重点項目の選択過程を明らかにするなど、より広範に情報提供していくことが期待される。国民全体の規制緩和推進に対する世論喚起については今以上に力を注いでいく必要がある。

3.規制緩和の推進のために

(1)行政手続法の積極的活用と行政情報公開法の早期制定

行政改革を推進し、公的な規制を緩和していく上で基本となるのは、情報公開とアカウンタビリティー(政府の諸活動を国民に説明する責務)を徹底することである。その点で行政手続法と行政情報公開法はともに行政分野の改革を進める基本をなす法律であり、公正で民主的な行政手続きを確保するとともに、行政を公開し、国民の監視・参加を促進する。

行政手続法は平成6年10月に施行され、これにより従来の行政と国民、企業の関係を改善し、行政の体質はもとより、国民や企業の考え方がお上意識から官民対等へと徐々に変化していくことが期待されている。規制緩和推進のためにも、民間として行政手続法を積極的に活用していくことが望まれる。

また、行政情報公開法については、昨年12月に行政改革委員会から内閣総理大臣に同法要綱案が提出されているところであり、早期の制定が望まれる。

(2)地方分権、地方行革の推進による地方規制の緩和

従来の全国的な統一性・公平性を重視する政策は、わが国の構造改革を進めていく上での大きな障害となる。機関委任事務制度の廃止を契機に国の関与や補助金・地方交付税制度の抜本的見直しを行い、税財源の地方分散を含めた地方分権体制に移行すべきである。しかし、国の規制緩和が進む中で、地方公共団体がいわゆる地方行革の努力を怠ったり、無駄な地方規制を残していると、住民・企業の自治体不信が増すばかりである。地方公共団体は来るべき分権時代に備えて自ら行政改革・規制緩和に取り組み、地方行政の効率化を進めなければならない。

4.民間部門の積極的な取り組み

経済のグローバル化が進み、自由競争による市場経済はすでに国際的な潮流となっている。規制緩和をはじめ、官にようや〈変革の動きが見え始めた今、民間や各種団体もその動きを阻害するようなことがあってはならない。内外の新規参入を排除したり、競争を実質的に制限するような閉鎖的な商慣行を見直すなど、それぞれの企業が自らを律し、企業倫理や独禁法に基づ〈公正かつ自由な市場経済活動を行わなければならない。

以上